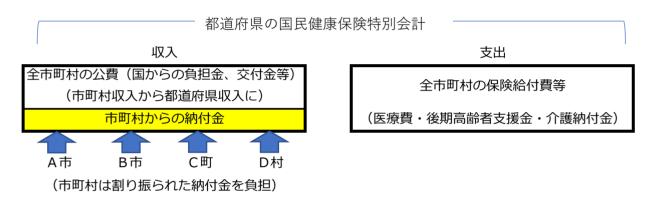
国民健康保険事業費納付金のしくみについて

1. 都道府県単位化後のしくみ(平成30年度以降)

平成30年度から、それまで市町村が運営してきた国民健康保険財政を、都道府県が担うことになりました。都道府県は、域内全市町村の国民健康保険の給付費等(医療費など)を対象にして、支出と収入を管理し、収支の均衡を図ります。これに伴って市町村納付金制度が導入されました。

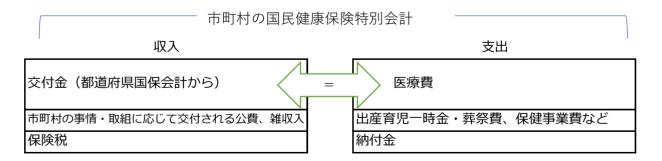
都道府県の国民健康保険特別会計の概略図



2. 市町村の保険財政の仕組み(平成30年度以降)

財政運営は都道府県に移りましたが、市町村国保の特別会計は残っています。 ただし、その構造が変わりました。市町村国保の役割は、主に医療費の支払いと保険税 の徴収になりました。医療機関等に支払う医療費は、都道府県から全額交付金が交付 されます。一方、都道府県への納付金は、主に保険税を財源として支払うことになります。

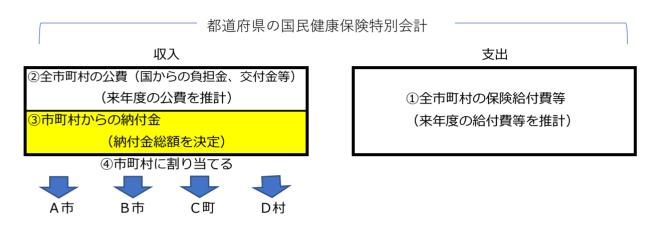
市町村の国民健康保険特別会計の概略図



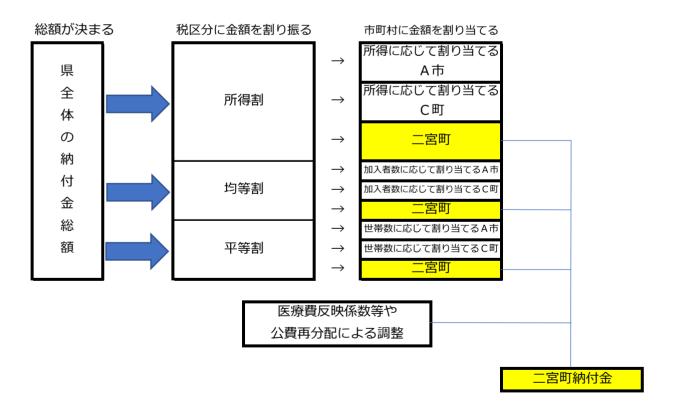
3. 納付金算定の仕組み

納付金は、都道府県が算定します。都道府県は、来年度の納付額を、前年度に市町村に 通知します。市町村の納付金額は、以下のように決まります。

- ①都道府県が来年度の全体の給付費等を推計します
- ②都道府県が来年度の全体の公費を推計します
- ③①と②の差額が納付金の総額になります
- ④市町村の納付金の割り当てが決まります



③から④への割り当ての算定方法は以下の通りです。



令和5年度国保事業費納付金等仮算定の状況について

1.国保事業費納付金の仮算定結果

神奈川県による国保事業費納付金仮算定の結果、二宮町が神奈川県へ納付する令和5年度国保事業費納付金は、 新型コロナウイルス感染症による受診控えによる反動等により医療費が増加傾向にあることなどを要因に 824,523千円と算定されました。令和4年度(確定額)から44,717千円の増となりました。

(単位:千円)

算定結果区分	令和5年度 国保事業費納付金	令和4年度 国保事業費納付金 (確定額)	前年度比
基礎課税分 (医療保険分)	540,049	517,341	22,708
後期高齢者支援金分	210,815	187,760	23,055
介護納付金分	73,659	74,705	-1,046
合計	824,523	779,806	44,717

2.納付金の納付に必要な保険税収納額の不足見込について

仮算定の結果、納付金の納付に必要な保険税収納額は658,857千円(資料2-2)となり、二宮町の現行税率で試算した収納可能な保険税額を593,560千円と推計した結果、65,297千円の不足が見込まれます。

(単位:千円)

①仮算定による必要保険税収納額	658,857
②現行税率による保険税収納見込額(収納率94.29%)	593,560
不足見込額(②-①)	-65,297

3.不足見込額を補うための事務局案

二宮町の現行税率で試算を行った場合、納付金の納付に必要な保険税収納額は65,297円不足となりますが、 令和4年度決算剰余金見込が37,433千円ほど見込まれることから(資料2-3)、差引不足見込額は 27,933千円となります。この差引不足見込額27,864千円については、財政調整基金(資料2-4)を 活用することで、令和5年度国民健康保険税率については据え置くことを事務局案として、提議いたします。

(単位:千円)

納付金の納付に必要な保険税総額の不足見込額	-65,297
令和4年度決算剰余金見込	37,433
差引不足見込額	-27,864